

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

(明石市提出用)

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（二月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限となります。）

人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

受付印

市町村民税
道府県民税
森林環境税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※ この届出書はコピーしてご使用ください。

7

明石

市町村長

令和7年

10月6日

提出

〒673-8686

明石市中崎1丁目5-1

(株) 甲野商事

個人番号又は法人番号
(右詰めでご記入ください)

98765432100000

整理番号

総務課 給与

乙葉 花子

078-912-1111

6年度

7年度

0090123456

0001

課係氏
担当名
電話番号
内線

異動年月日

異動の事由

異動後の未徴収税額の徴収方法

フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
住所
1月1日現在
異動後

アカシ イチロウ

明石 一郎

1昭和2平成
3西暦

51年1月2日

1234567890000

明石市本町5丁目4-3

(ア) 特別徴収税額
(年税額)

(イ) 徴収済税額

(ウ) 未徴収税額
(ア)-(イ)

例) 11月10日納期限分の場合→10月分

6月分から
9月分まで

10月分から
5月分まで

令和7年

9月30日

49,200

16,400

32,800

1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人が納付)

1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人が納付)

1. 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2. 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3. 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (□)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)

〒650-0000

神戸市中央区上山手2-1-1

フリガナ

丙野商事 (株)

特別徴収指定番号

0090876543

担当氏名
氏名
電話番号

兵庫 太郎

078-918-5104

新しい勤務先へは、

月割額

4,100円

を

10

月分

(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否

番号を記入

1 必要 2 不要

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

【例】 転勤前の会社で8月まで徴収する場合

(ア) 特別徴収税額 (年税額)

49,200円 (6月から翌年5月分)

(イ) 徴収済税額 (前勤務先で特別徴収する額)

16,400円 (6月から9月分)

(ウ) 未徴収税額

32,800円 (10月から翌年5月分)

※ (ウ) の未徴収税額を新勤務先で特別徴収します。

市町村処理欄

7年度

月分以降の
月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他

入力者

点検

入力者

点検

新しい勤務先にて、何月分から月額割を徴収するのか、左欄に必ず記載してください。

※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
 ※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。